

第30回 国立市健康危機管理対策本部会議記録	
日時	令和4年3月18日（金）16時00分から16時50分
場所	市長公室
出席者	永見市長、竹内副市長、雨宮教育長、宮崎政策経営部長、藤崎行政管理部長、松葉子ども家庭部長、大川健康福祉部長、葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長、生活環境部長代理三澤まちの振興課長、門倉都市整備部長、教育次長代理高橋教育総務課長、内藤議会事務局長、佐伯オンブズマン事務局長
付議事項	<p>(1) 都内・市内の状況について</p> <p>①東京都の状況（資料No.1、No.1-2）</p> <p>②市内の状況</p> <p>(2) 都の「リバウンド警戒期間における取組」発出後の市の対処方針について（資料No.2）</p> <p>(3) 市の公共施設の対応について</p> <p>(4) 市長による動画メッセージ</p> <p>(5) 自宅療養支援室の対応について</p> <p>(6) その他</p>
主な内容	<p>(進行：大川健康福祉部長)</p>
1 議 題	<p>(1) 都内・市内の状況について（大川健康福祉部長）</p> <p>①モニタリング会議資料(資料No.1、No.1-2)</p> <p>・年度末、年度当初でイベントによる人の移動、接触機会の増加の影響による感染拡大が懸念されるため、基本的な感染防止対策を徹底することが重要である。</p> <p>・家庭内感染を防ぐこと、自宅療養を想定した生活必需品の備蓄をすることが重要。</p> <p>・無症状であっても感染源となるリスクがあること、接触歴等不明者の周囲には陽性者が潜在していることに注意すること。</p> <p>②市内の状況（大川健康福祉部長）</p> <p>療養終了者が2月の後半において100人、3月に入って半ばまでで、100人～150人と多く見られる。現在自宅療養者数は400名弱。</p> <p>(2) 都の「リバウンド警戒期間における取組」発出後の市の対処方針について（大川健康福祉部長）</p> <p>東京都通知（資料No.2）</p> <p>表現が次のように変更となった。</p> <p>「不要不急の外出の自粛」→「混雑している場所や時間を避けて行動」</p> <p>「飲食店等にみだりに出入りしないこと」→「帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底」</p> <p>「法律に基づいて自粛」→「協力を依頼」</p> <p>(3) 市の公共施設の対応について</p> <p>●体育館、芸小ホール、公民館、図書館、郷土館（教育次長代理高橋教育総務課長）</p> <p>引き続き現状の対応とする。</p> <p>●市民プラザ等（生活環境部長代理三澤まちの振興課長）</p> <p>「リバウンド警戒期間」に代わるが、引き続き感染防止対策をとる。</p> <p>●福祉会館（大川健康福祉部長）</p> <p>一部制限を緩和。</p>

(4) 市長による動画メッセージ（宮崎政策経営部長）

5～11歳のワクチン接種について、市長の動画メッセージを配信予定

(5) 自宅療養者の対応について（葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長）

直近の相談件数は10件/日程度、物資の配送は6件/日程度で推移している。

3連休は保健師2名体制とする。

(6) その他

1月21日から実施していたまん延防止等重点措置期間中のごみ減量課の協力によるごみ収集車でのアナウンスは21日（月）までとなる。

2 本部長指示及び対応方針について（永見市長）

連休が明けると、まん防の措置期間が切れることになるが、感染力が弱まるわけではなく、多くの方が感染するという状況は続くと思われる。それぞれのセクションで対応できることは対応してもらいたい。過剰な負担にならないような配慮をお願いしたい。どこで感染するかわからない状況にあるため、感染したとしても負い目を感じる必要はないが、可能な限りの感染防止対策はしてほしい。

以上